

特定保健指導（ICT活用型）実施業務公募型プロポーザル参加募集要項

1 趣旨

この要項は、京都市職員共済組合特定保健指導業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う、企画提案方式による特定保健指導（ICT活用型）実施業務委託の委託先の選定に関し、必要な事項を定める。

2 業務内容

別添「特定保健指導（ICT活用型）実施業務仕様書」のとおり。

3 契約期間

令和6年4月1日から3年間（令和8年度の当該指導の終了日（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による中途終了も含む。）。ただし、当該指導の初回時面接は、各年度の3月31日までに実施する。

4 事務局

本プロポーザルに係る庶務等の事務手続きを行うため、京都市職員共済組合事務局に事務局を設置する。

- (1) 住所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
- (2) 電話 075-222-3239
- (3) メールアドレス kaqbe821@city.kyoto.lg.jp 及び nakcg354@city.kyoto.lg.jp
- (4) 担当者 金林、中村

5 上限金額

動機付け支援（動機付け支援相当） 25,000円/人（消費税等を含む。）

積極的支援 35,000円/人（消費税等を含む。）

※ 一人当たり単価が明確でない場合は、積算根拠を明確にしたうえで、一人当たり単価（見込）を提示すること。

6 参加資格要件

プロポーザルの参加資格として、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者。なお、競争入札有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除くものとする。
- (6) 特定保健指導業務を請け負った実績（民間事業所でも可とする。）を有すること。
- (7) プライバシーマーク又はISO/IEC 27001の認証を取得していること。

7 スケジュール

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 公募案内の公表 | 令和6年1月9日（火） |
| 募集要項等に関する質問期間 | 令和6年1月9日（火）～16日（火）午後5時まで |
| 質問に対する回答掲載 | 令和6年1月23日（火）午後5時までに 公式ホームページ上で回答 |
| 企画提案書等の提出 | 令和6年2月2日（金）午後5時まで |
| 書面審査又の実施 | 令和6年2月5日（月）～2月15日（木） |
| 審査結果通知 | 令和6年2月16日（金） |

8 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある場合は、事務局メールアドレスに「(様式1) 質問書」を送信すること。なお、送信後、事務局に着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

令和6年1月9日（火）～16日（火）午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

本プロポーザルに関する質問は、「(様式1) 質問書」に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、令和6年1月23日（火）午後5時までに公式ホームページ上で全ての質問内容及び回答を掲載する。なお、事業者が特定できるような内容については、非公開とする場合がある。

(4) その他

ア 指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対して事務局から電話等で確認を行う。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（正本）1部

イ 企画提案書（副本）6部

ウ 見積書（正本）1部

エ 見積書（副本）6部

オ 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料 6部

カ プライバシーマーク又はISO/IEC 27001の認証取得を証する書類の写し 1部

- (2) 企画提案書作成の留意点
別記「企画提案書作成要領」に基づくものであること。
- (3) 見積書作成の留意点
宛名は「京都市職員共済組合理事長」とする。見積金額は税込金額を表示すること。
- (4) 提出期限
令和6年2月2日（金）午後5時まで（必着）
- (5) 提出場所
事務局と同じ
- (6) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、送達が証明できる書留等にする事。
- (7) 複数提案の制限
1 事業所が本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

10 選定方法

(1) 書面審査の実施

提出された企画提案書等について、公平性を期すため、受託希望者名を伏せ下記①～④の項目ごとに採点を行う。

選定委員会の各委員における審査項目ごとの点数の合計を評価点（100点満点とする。）とし、選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数が最も高い者を受託候補者として選定する。選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数が同じとなった者が複数の場合は、選定委員会の委員の合議により順位を決定し、選定する。

なお、提案者が一者だった場合、選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数が50点を超えた場合は、受託候補者として選定する。

① 特定保健指導業務の実績について（20点）

過去5年間の特定保健指導業務の実績が十分であるか。

② 業務実施体制について（15点）

業務の実施に当たり、信頼できる実施体制が確保されているか、また、当該事業に対して最新の知見を取り入れる体制が示されているか。

③ 企画内容について

ア 委託者の特性を考慮した事業の提案がなされているか、また、委託者が求める事業内容と合致しているか。（15点）

イ 本事業の趣旨を理解し、仕様書の内容を企画に反映した有益な内容となっているか。（15点）

ウ 効果的な手法・技法を盛り込み、実現可能な内容となっているか。（15点）

エ 当該業務への意欲があるか、また新たな提案があるか。（10点）

④ 見積金額（10点）

ア 5点× $((1 - (\text{動機付け提示価格} / \text{動機付け支援に係る上限金額})) \times 2)$

イ 5点× $((1 - (\text{積極的提示価格} / \text{積極的支援に係る上限金額})) \times 2)$

※ 小数点以下第1位を四捨五入し、各項目の上限は5点とする。

(2) 審査結果通知

審査結果は、参加した提案者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するとともに、電話若しくは電子メールにて令和6年2月16日（金）に通知する。

1.1 契約の締結について

受託候補者として決定された者は特定保健指導（ICT活用型）に関わる契約書を京都市職員共済組合と締結するものとする。

業務内容の詳細については、審査結果通知後、受託候補者と再調整をしたうえで決定する。

なお、調整が不調となった場合は、選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数の順位が2番目の提案者と調整を行う。

1.2 提案の無効に関する事項

次の各号の一に該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 別記「企画提案書作成要領」に適合しないとき。
- (3) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (4) 受託候補者の選定時点において本要項の「6 参加資格要件」に掲げる要件を満たさない者が提案したとき。
- (5) 2件以上の提案をしたとき。
- (6) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (8) その他、当組合が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

1.3 その他

- (1) この事業に応募するために要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類及び電子データは、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提案募集に参加する者は、受託候補者決定後において、本要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に係らず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、当組合が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は著作者人格権を主張しないものとする。